

御殿場市

【平成30年3月改訂版】

子ども・子育て支援事業計画

みんな
地域でつなぐ子育ての輪
～未来はぐくむ御殿場プラン～



御殿場市

平成27年3月

1 計画策定の目的

子ども・子育て支援新制度では、「子どもの最善の利益」を実現する社会を目指すことを前提に、従来の子育て支援に関する制度や財源を一元化して新しい仕組みを構築し、幼児期の学校教育・保育の一体的な提供、保育の量的拡充、家庭における養育支援等を総合的に推進していくことを目指しています。

今後は、子育てに対する孤立感や負担感を抱える家庭への支援をはじめ、結婚や出産・子育てしやすい環境づくりなど、子どもを生み育てることをめぐる諸課題を解決するため、子ども・子育て支援新制度に基づき、

質の高い幼児期の学校教育・保育の総合的な提供

保育の量的拡大・確保

地域の子ども・子育て支援の充実

に向けた取組を推進することが必要です。

本市では、子ども・子育て関連3法に基づく新たな子ども・子育て支援制度の下で、教育・保育、地域の子育て支援の充実を図るため、5年を一期とする「御殿場市子ども・子育て支援事業計画」を策定し、計画的に給付・事業を実施します。

2 計画の期間

本計画は、平成27年度から平成31年度までの5年を一期として策定します。

また、本計画における施策が、社会情勢の変化の中で効果的に実現するよう進捗状況を管理するとともに、国の基本指針に基づき、計画期間の中間年を目安として、必要に応じて計画の見直しを行うなど弾力的な対応を図ります。

平成 17年度	平成 18年度	平成 19年度	平成 20年度	平成 21年度	平成 22年度	平成 23年度	平成 24年度	平成 25年度	平成 26年度	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	平成 31年度
次世代育成支援対策行動計画 〈前期計画〉					次世代育成支援対策行動計画 〈後期計画〉									
				見直し						見直し	子ども・子育て支援事業計画 推進期間			
											中間見直し			

※本計画は、次世代育成支援対策行動計画の一部を継続する計画になります。

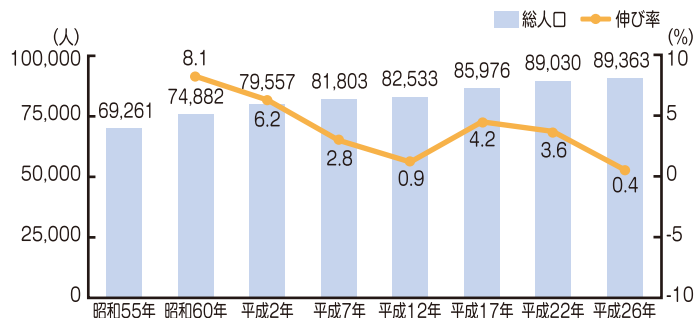
3

御殿場市の子育て家庭を取り巻く環境

(1) 総人口の推移

総人口は、昭和55年と比べると、平成26年には20,102人増加しています。

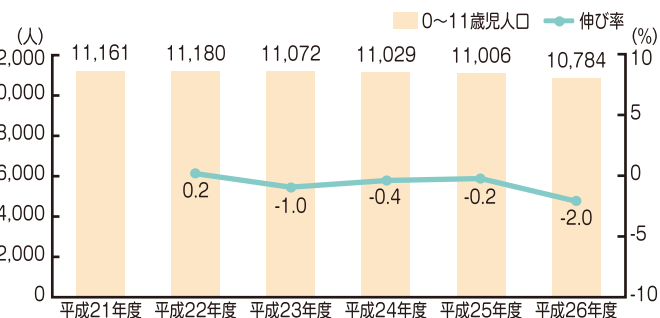
人口の伸び率は、平成17年では一旦、上昇していますが、全体的には低下傾向となっています。



(2) 児童(0～11歳児)人口の推移

小学校6年生までの児童(0～11歳児)の人口は、ここ5年間は微減傾向で、平成26年度では10,784人となっています。

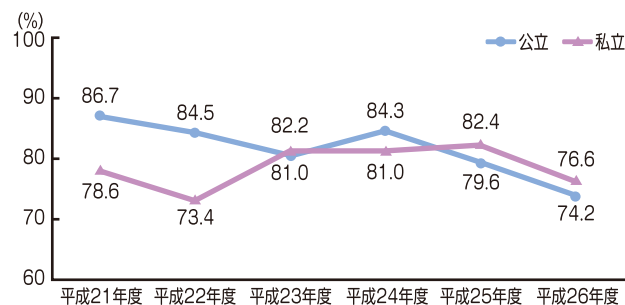
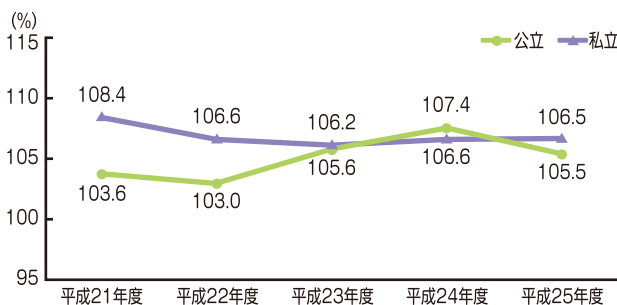
平成21年度と比較すると377人の減少となっています。



(3) 子育て支援に関する状況

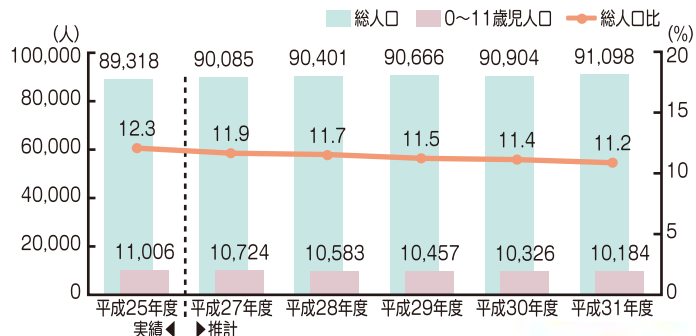
保育所は、平成25年度時点で、公立保育所が9か所、私立保育所は8か所です。入所率は公立、私立ともに100%を超えています。

幼稚園は、公立幼稚園が8か所、私立幼稚園は2か所です。在園率は、公立幼稚園は平成21年度をピークに低下傾向にあります。



(4) 将来の子どもの数の推計

計画の最終年度である平成31年度における総人口は91,098人で、0～11歳児は10,184人(0～5歳児:4,875人、6～11歳児:5,309人)と推計され、総人口に対する児童割合は11.2%と見込まれます。



推計にあたっては、平成21年度から25年度までの住民基本台帳人口(各年3月31日時点)を基に、各年の変化率の平均を利用したコーホート変化率法を用いて算出しました。



4

計画の基本理念



保護者が子育てについての第一義的責任をもつという基本的な認識の下に、「子どもの利益が最大限に尊重されること」の実現を第一に考え、子どもと子育て家庭を取り巻くすべての人々が子育てについて理解を深め、子どもを未来の希望と捉えることが必要です。

すべての子どもが豊かな人間性を形成し、健やかに育つよう、子どもと保護者、そして地域がそれぞれ成長する御殿場市になることを目指し、子育て支援に関する施策を総合的かつ計画的に取り組みます。

5

計画の基本的な視点



本計画の策定及び施策の推進にあたっては、以下の8項目を基本的な視点とし、基本理念の実現を目指して取り組んでいきます。

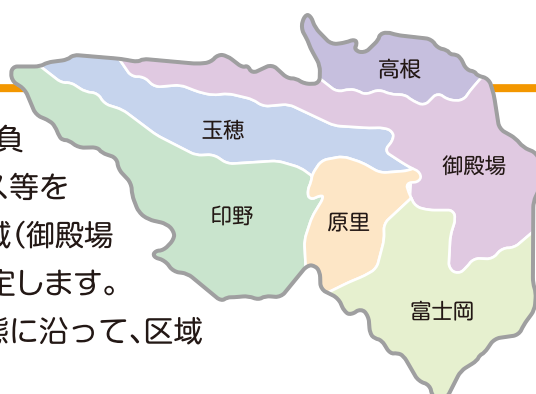
1
子どもの視点2
利用者の視点3
社会全体による
支援の視点ワーク・ライフ・バランス
(仕事と生活の調和)
実現の視点5
すべての子どもと
家庭への支援の視点地域における
社会資源の
効果的な活用の視点7
事業の質の視点8
地域特性の視点

6

教育・保育提供区域の設定

本市では、地区内での教育・保育施設の利用率、通園にかかる負担感、各地区の子ども数と教育・保育施設の定員等のバランス等を考慮し、教育・保育における教育・保育提供区域(基本型)を、6区域(御殿場地区、富士岡地区、原里地区、玉穂地区、印野地区、高根地区)に設定します。

地域子ども・子育て支援事業については、それぞれの事業形態に沿って、区域を設定します。



(1)教育・保育

現行の学校教育法に位置づけられる小学校就学前の満3歳以上の子どもを対象とする「教育(幼児期の学校教育)」と、児童福祉法に位置づけられる乳幼児を対象とした「保育」について、計画期間における認定区分ごとの「量の見込み」、「確保の内容」を定めました。

〈認定区分と利用施設〉

認定区分	対象者	年 齢	保育の必要性	対象施設
1号認定	満3歳以上の小学校就学前子どもであって、 教育を希望するもの	3～5歳	なし	幼稚園／認定こども園
2号認定	満3歳以上の小学校就学前子どもであって、 「保育の必要な事由」に該当するもの	3～5歳	あり	保育所／認定こども園
3号認定	満3歳未満の小学校就学前子どもであって、 「保育の必要な事由」に該当するもの	0～2歳	あり	保育所／認定こども園 ／地域型保育事業*

*このほかの保育施設として、認可外保育施設があります。

※地域型保育事業とは…？

- ①家庭的保育(保育ママ):家庭的な雰囲気のもとで、少人数(定員5人以下)を保育。
- ②小規模保育:少人数(定員6～19人)を保育。
- ③事業所内保育:事業所の保育施設等で、従業員の子と地域の子を一緒に保育。
- ④居宅訪問型保育:保護者の自宅で、1対1で保育。ベビーシッターなどが該当。

〈教育・保育の量の見込みと確保の内容(市全域)〉

(単位:人)

		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
1号認定	①量の見込み	1,387	1,345	1,317	1,307	1,292
	②確保の内容	1,810	1,939	1,941	1,943	1,943
	差(②-①)	423	594	624	636	651
2号認定	①量の見込み	1,232	1,195	1,170	1,160	1,147
	②確保の内容	1,208	1,189	1,181	1,167	1,159
	差(②-①)	▲ 24	▲ 6	11	7	12
3号認定 (0歳)	①量の見込み	244	239	235	233	229
	②確保の内容	198	206	212	224	229
	差(②-①)	▲ 46	▲ 33	▲ 23	▲ 9	0
3号認定 (1～2歳)	①量の見込み	744	739	721	724	715
	②確保の内容	707	696	696	720	715
	差(②-①)	▲ 37	▲ 43	▲ 25	▲ 4	5

保育士の確保等に努め、平成31年度を目標に量の見込みに応じた教育・保育の提供体制の整備を進めます。

(2)地域子ども・子育て支援事業

幼稚園・保育所や認定こども園といった教育・保育施設などを利用する子どもの家庭だけでなく、在宅の子育て家庭を含むすべての家庭と子どもを対象とする事業として、地域の実情に応じて実施していきます。

事業	事業概要		確保の内容(市全域)と実施の方向性		
			平成27年	平成29年	平成31年
時間外保育事業 (延長保育事業)	保育認定を受けた子どもについて、通常の利用日及び利用時間以外の日及び時間において、認定こども園、保育所等において保育を実施します。		1,131人／23か所	1,083人／23か所	1,057人／23か所
			市内のすべての保育を提供する施設で実施します。		
放課後児童 健全育成事業 (放課後児童クラブ)	保護者が労働等により昼間家庭にいない小学校に就学している児童に対し、授業の終了後に小学校の余裕教室、児童館等を利用して適切な遊び及び生活の場を与えて、その健全な育成を図ります。		795人／18か所	835人／19か所	1,287人／29か所
			施設の確保計画を段階的に進め、平成30年度を目標に、量の見込みに応じた事業の提供体制の整備を進めます。		
子育て短期支援事業 (ショートステイ事業)	保護者の疾病等の理由により家庭において養育を受けることが一時的に困難となった児童について、児童養護施設等に入所させ、必要な保護を行います。		0人日	0人日	0人日
			保護者のニーズの把握を行い、必要に応じて広域利用を含めた事業の実施を検討していきます。		
地域子育て 支援拠点事業	乳幼児及びその保護者が相互の交流を行う場所を開設し、子育てについての相談、情報の提供、助言その他の援助を行います。		84,020人回／29か所	84,020人回／29か所	84,020人回／29か所
			地域の子育て支援団体との連携を図り、情報の集約・提供を実施するとともに、子育て中の親子の仲間づくりや、相談の場として気軽に参加できる場を提供します。		
一時預かり事業	家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳幼児について、主として昼間において、認定こども園、幼稚園、保育所、地域子育て支援拠点その他の場所において、一時的に預かり、必要な保護を行います。	幼稚園型	14,000人日／10か所	20,800人日／12か所	18,170人／11か所
			保護者のニーズの把握を行いながら、効果的な事業の実施について検討していきます。		
		幼稚園型 以外	15,313人日／22か所	15,481人日／22か所	15,441人日／22か所
			保育士の確保等により、保護者が希望する日に利用できるよう努めます。また、保護者に急な用事が生じたときや、子育てに伴う心理的、肉体的負担を解消するため、利用方法の周知等にさらに努めます。		
病児保育事業 (病児・病後児保育事業)	病児について、病院・保育所等に付設された専用スペース等において、看護師等が一時的に保育等を実施します。		4,080人日／4か所	4,080人日／4か所	4,080人日／4か所
			保護者が病児・病後児を安心して預けられる保育環境を整えるために、事業の充実に努めます。		
子育て援助活動 支援事業 (ファミリー・ サポート・センター事業)	乳幼児や小学生等の児童を有する子育て中の保護者を会員として、児童の預かり等の援助を受けることを希望する者(委託会員)と当該援助を行うことを希望する者(受託会員)との相互援助活動に関する連絡、調整を行います。		1,348人日	1,336人日	3,860人日
			事業のさらなる周知を図るとともに、受託会員の安定的な確保に努めます。		

事業	事業概要	確保の内容(市全域)と実施の方向性		
		平成27年	平成29年	平成31年
利用者支援事業	子どもまたはその保護者の身近な場所で、教育・保育施設や地域の子育て支援事業等の情報提供及び必要に応じ相談・助言等を行うとともに、関係機関との連絡調整等を行います。	1か所	1か所	2か所
		<その他> 市担当部署の窓口において、教育・保育施設や地域の子育て支援事業等の利用を希望する保護者の相談に応じ、情報提供を行います。また、情報の提供や発信は、利用者にわかりやすく伝わるよう工夫していきます。 <母子保健型> 妊娠期から子育て期にわたるまでの母子保健や育児に関する様々な悩み等に対し、保健師等専門職が相談支援等を実施し、妊娠期から子育て期にわたるまでの切れ目のない支援体制の構築を目指します。		
妊婦健康診査	妊婦の健康の保持及び増進を図るため、妊婦に対する健康診査として、①健康状態の把握、②検査計測、③保健指導を実施するとともに、妊娠期間中の適時に必要に応じた医学的検査を実施します。	1,365人／19,110人回	1,315人／18,410人回	1,282人／17,948人回
		母子ともに安全・安心な出産を目指し、妊婦が必要な健診回数(14回)を確実に受けられるよう支援に努めます。		
乳児家庭全戸訪問事業	生後4か月までの乳児のいるすべての家庭を訪問し、子育て支援に関する情報提供や養育環境等の把握を行います。	818人	788人	768人
		訪問に従事する人員を確保し、全戸訪問に努めます。		
養育支援訪問事業	養育支援が特に必要な家庭に対して、その居宅を訪問し、養育に関する指導・助言等を行うことにより、当該家庭の適切な養育の実施を確保します。	50人	50人	50人
		訪問に従事する人員を確保し、関係機関と連携できる体制づくりに努めます。		
子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業	要保護児童対策地域協議会(子どもを守る地域ネットワーク)の機能強化を図るため、調整機関職員やネットワーク構成員(関係機関)の専門性強化と、ネットワーク機関間の連携強化を図る取組を実施します。	学識経験者による研修会の開催等を通じ、地域ネットワーク構成員の資質向上や情報の共有化を図ることにより、地域全体の機能強化のための事業の実施を検討します。		
実費徴収に係る補足給付を行う事業	保護者の世帯所得の状況等を勘案して、特定教育・保育施設等に対して保護者が支払うべき日用品、文房具、その他の教育・保育に必要な物品の購入に要する費用または行事への参加に要する費用等を助成します。	国や静岡県の動向を踏まえるとともに、保護者のニーズ等の把握を行い、事業の実施について検討します。		
多様な主体が本制度に参入することを推進するための事業	特定教育・保育施設等への民間事業者の参入の促進に関する調査研究や、その他の多様な事業者の能力を活用した特定教育・保育施設等の設置または運営を促進します。	—	—	4
		教育・保育等や地域子ども・子育て支援事業に新規参入する事業者に対して、市が事業経験のある者を活用した巡回支援等を行います。		



(3)教育・保育の一体的提供及び当該教育・保育の推進に関する体制の確保

一人ひとりの子どもに質の高い教育・保育及び地域の子育て支援が一体的に提供されるよう、次の点を重視します。



①認定こども園の普及

民間活力の活用も視野に入れ、民間事業者への認定こども園に関する情報提供や補助金等の効果的な活用を図り、幼稚園及び保育所の認定こども園への移行を支援していきます。

②教育・保育の質の確保

幼稚園教諭、保育士及び両方の資格を有する保育教諭の人材の確保に努めるとともに、その処遇及び配置の改善等を図ります。また、幼稚園教諭と保育士の合同研修のほか、小学校・中学校における教育へと一貫してつながるような取組を推進します。

③関係機関との連携

行政、教育・保育施設、地域型保育事業者及びその他の子ども・子育て支援を行う団体等が、行事への参加等による相互の交流を深めるとともに、職員同士で積極的に情報交換等を行うことにより、連携の強化を図ります。

(4)産後の休業及び育児休業後における特定教育・保育施設等の円滑な利用の確保

産前・産後休業、育児休業期間中の保護者に対する情報提供や相談・支援等に努めます。

(5)職業生活と家庭生活との両立(ワーク・ライフ・バランス)の推進

出産前後や育児中であっても女性がいきいきと働き、男性も積極的に育児に参加できるよう、ワーク・ライフ・バランスの推進を図ります。



(6)要保護児童への対応などきめ細かな取組の推進

①児童虐待防止対策の充実

子育てをする人の負担や孤立感をなくし、子育ての喜びを感じながら子どもと一緒に成長していくための施策の充実を図ります。

②ひとり親家庭等の自立支援の推進

経済的支援を継続するとともに、就業が困難な母子家庭等への相談体制の充実を図るなど、総合的な自立支援の推進に努めます。

③障害児等特別な支援が必要な子どもの施策の充実

妊娠・出産期等、早期からの健康診査の実施を行うとともに、障害のある子どもに対し、関係機関が一体となり各種の施策が行われるよう、療育支援体制の充実に努めます。

8 計画推進の方策

子ども・子育てに関わる施策は、保健、医療、教育、就労等、様々な分野と関連することから、本計画の推進にあたっては、保育所、幼稚園等の教育・保育施設や子育て支援事業を実施する事業者をはじめ、地域社会を構成する様々な団体・機関との連携を図りつつ、市民の意見を取り入れながら、地域ぐるみでの子育て及び子育て支援を推進します。

また、計画の進捗管理にあたっては、毎年度、計画に基づく施策の実施状況の把握、点検を行い、御殿場市子ども・子育て会議等において評価を実施します。その評価結果に基づき、すみやかに改善につなげていくことで、計画の実効性を高めていきます。

